

富自販けんぽだより

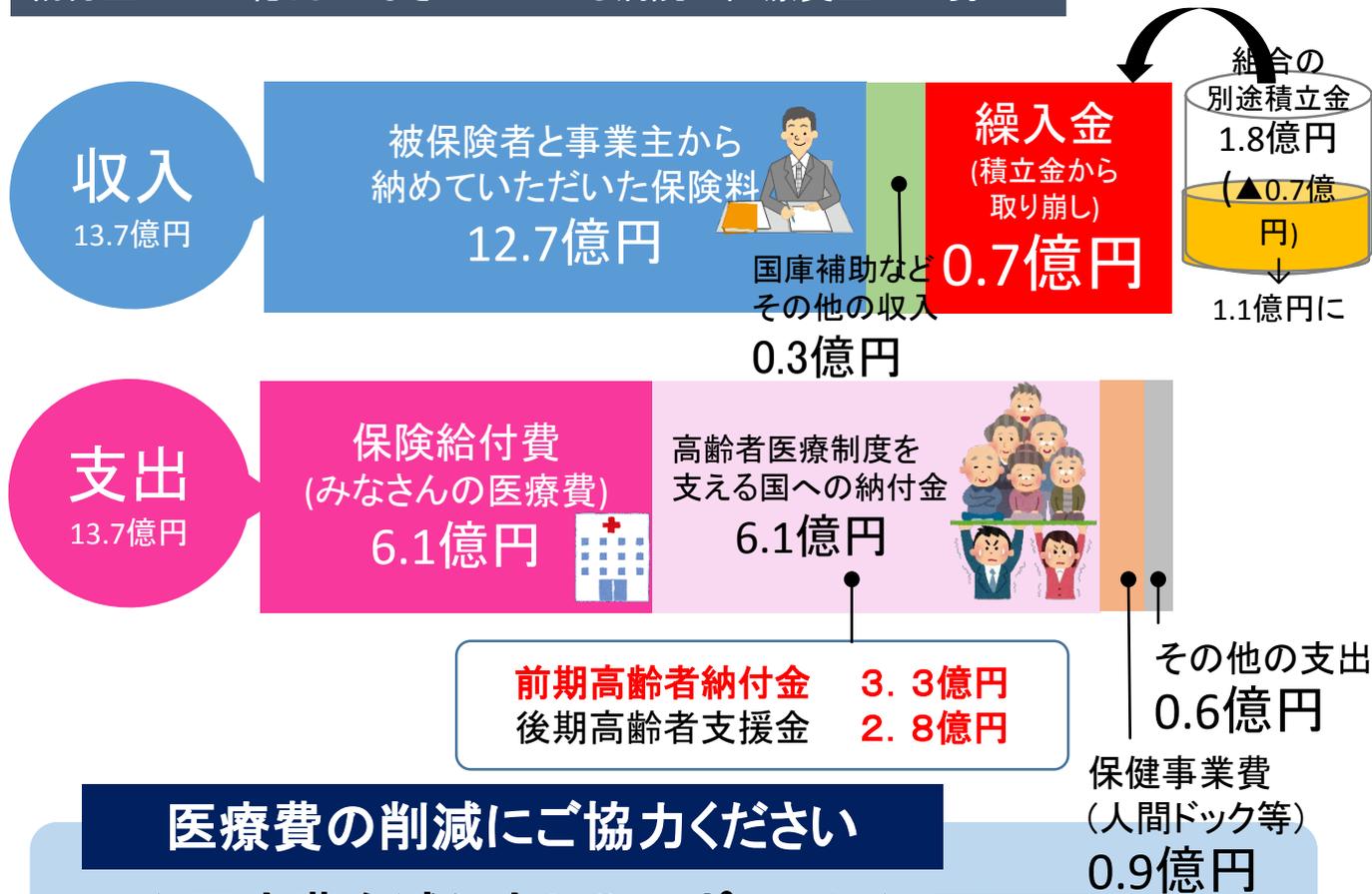


「平成30年度決算のお知らせ」

平成30年度の収支決算は、前期高齢者納付金等の納付金の影響により、健保組合が保有する積立金を約6,800万円取り崩す財政赤字となり健保組合の財政は大変厳しい状況となっています。

平成30年度も昨年に続き財政赤字に。

納付金が6.1億円!みなさんがかかる病院の医療費並みの勢い



医療費の削減にご協力ください

◆医療費を減らす3つのポイント◆

1. 「かかりつけ医」をもちましょう

大きな病気は病院で、慢性的な疾患等はかかりつけ医を持ち受診しましょう。

2. ハシゴ受診負担増に繋がりますのでやめましょう

ハシゴ受診は身体的にも医療費にも負担が増えます。

まずは主治医とじっくり相談しましょう。※例えば初診料800円程度が二重になります。検査内容によっては、それ以上の費用が二重になり医療費がかかります。

3. 時間外受診は割増料金になりますので、緊急時以外は時間内に受診しましょう

急病時以外、夜間や休日の受診を避ければ医療費が節約できます。



インフルエンザの**予防接種**はお早めに!



インフルエンザは感染力が強く、いったん流行がはじまると短期間で拡がるため、毎年多くの方が感染しています。特に子どもや高齢者は重症化するリスクが高く、死亡する危険もあるので要注意。

予防接種は発症予防に役立ち、たとえ発症したとしても重症化を防ぎます。

インフルエンザは毎シーズン、流行するウィルスの型が変わるので、毎年流行前に予防しましょう。

インフルエンザの**撃退**には**毎年の予防接種**が**効果的**

●インフルエンザ予防接種補助について

令和元年度のインフルエンザの予防接種補助を実施いたします。

実施期間、対象者及び補助額は下記のとおりです。



対象者 : 当組合に現在加入の被保険者及び被扶養者

補助金額 : 1人1回1,500円(補助額に達しない場合は実費相当額を補助)

ただし、1回目の接種日において13歳未満の場合は2回まで

受付期間 : R1/10/1~R2/2/14

申請方法 : 事業所にて取りまとめいただき、申請者の名前を記入捺印のうえ医療機関で発行された「領収書」の原本又は写しを添付し事業主に提出。

(任継者は、個々に健康保険組合へ申請ください)

支払方法 : 事業主経由にてお支払いいたします。(任継者は個人ごと)

●令和元年度健康保険被扶養者資格の再確認について

健康保険組合では、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっているかたが、現在もその状況にあるかを定期的に再確認することとしています。



「確認方法」

事業所の事務担当者より、対象となる方には、現在も被扶養者に該当するかを確認させていただきますので、被扶養者の皆様には被扶養者削除の手続きや各種提出書類等のご協力をお願いいたします。